特定非営利活動法人

市民共同学習プロジェクト子どもひろば

定款

第１章　総則

（名称）

第１条　本会は特定非営利活動法人市民共同学習プロジェクト子どもひろばと称する。
略称をCEP・子どもひろばとする。

＊ CEPとはCitizenship Education Project

（事務所）

第２条　本会は事務所を東京都武蔵村山市神明２丁目３８番１８に置く。

（目的）

第３条　本会は、市民性の獲得や人権意識啓発のための市民性学習を提供し、またその関連事業を行うことを通じて、人と人が共に生きる地域社会の再構築を目指し、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　本会は第３条の目的を達成するために、次の種類の特定非営利活動を行う。

（１）　社会教育の推進を図る活動
（２）　地域安全活動
（３）　人権の擁護又は平和の推進を図る活動
（４）　男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
（５）　子どもの健全育成を図る活動

第５条　本会は前条の活動に係る次の事業を行う。

（１）　子どもの人権擁護に関する啓発事業
（２）　子どもの権利条約に関する普及及び啓発事業
（３）　子どもの市民的自立に関する啓発事業
（４）　人権意識の向上及び普及のための事業
（５）　子どもの健全育成に関する啓発事業
（６）　人権啓発事業に関する機関紙の発行事業
（７）　その他の本会の目的達成のため必要な事業

第２章　会員

（会員の種類）

第６条　本会には、次に掲げる会員を置き、ボランティア会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

（１）ボランティア会員・本会の目的に賛同して入会した個人

（２）サポーター会員・本会の事業を賛助するため入会した個人・団体

（３）アドバイザー会員・本会の事業の助言指導するための個人

（入会および会費）

第７条　本会のボランティア会員になろうとする者は別に定める入会申告書を代理理事に提出するものとする。

２．代理理事は、前項の入会申込があったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

３．本会のサポーター会員になろうとする者は、年会費を払い込むことによってサポーター会員になることができる。年会費の額は別に総会で定めるものとする。

４．本会のアドバイザー会員は、本会の目的に賛同し、活動及び事業に必要な助言指導のために理事会が推薦し、協力を委嘱することとする。

（会員の資格喪失）

第８条　会員が次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

（１）　退会したとき

（２）　除名されたとき

（３）　死亡し、または失踪宣告を受けたとき

（４）　サポーター会員が年会費を６ヶ月以上滞納したとき

（退会）

第９条　ボランティア会員は、退会届を代表理事に提出し任意に退会することができる。

（除名）

第１０条 ボランティア会員が次のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、これを除名することができる。

（１）　法令、本会の定款又は規則に違反したとき

（２）　本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき

２．前項の規定により会員を除名する場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（会費等の不返還）

第１１条　本会は、すでに納入された会員その他の拠出金品は変換しない。

第１１条　本会は、すでに納入された会員その他の拠出金品は変換しない。

第３章　　役員

（役員の種類及び定数）

第１２条　本会に、次の役員を置く。

(1)　理事３人以上

(2)　監事１人以上

2.　理事のうち、１人を代表理事、２人を副代表理事とする。

（選任等）

第１３条　理事は、総会においてボランティア会員のうちから選任する。

2.　代表理事及び副代表理事は理事会で互選する。

3.　監事は総会で選任する。

4.　監事は、理事又は本会の職員を兼ねることはできない。

（職務）

第１４条　代表理事は、本会を代表し、その業務を統括する。

2.　副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき、又は代表理事が欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、その業務を代行する。

3.　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。

4.　監事は次に掲げる業務を行う。

(1)　理事の業務執行の状況を監査すること。

(2)　本会の財産の状況を監査すること。

(3)　前２号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合はこれを総会又は所轄庁に報告すること。

(4)　前号の報告をするために必要がある場合には、総会を召集すること。

(5)　理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、理事に意見を述べること。

（任期等）

第１５条　役員の任期は就任後２年内の最終の決算期に関する総会が終結するまでとする。

2.　補欠又は増員により選任された役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の残任期間とする。

3.　役員は、辞任又は任期満了の後においても、第１２条に定める最小の役員を欠く場合には、後任者が就任するまではその職務を行われなければならない。

（欠員補充）

第１６条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第１７条　役員が次のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。

(1)　心身の故障のために職務の執行に堪えないと認められるとき

(2)　職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき

2.　前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

（報酬等）

第１８条　役員はその総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2.　役員には活動上要した費用を弁償することができる。

3.　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第４章　　会議

（種別）

第１９条　本会の会議は、総会及び理事会の２種類とする。

2.　総会は、通常総会及び臨時総会とする。

（総会の構成）

第２０条　総会は、ボランティア会員をもって構成する。

（総会の権能）

第２１条　総会は、以下の事項について議決する。

(1)　事業計画及び収支予算

(2)　事業報告及び収支決算

(3)　役員の選任または解任、職務及び報酬

(4)　事務職の組織及び運営

(5)　年会費の額

(6)　定款の変更

(7)　解散及び合併

(8)　その他、運営に関する重要事項

（総会の開催）

第２２条　通常総会は、毎年１回、毎事業年度終了後２ヶ月以内に開催する。

2.　臨時総会は、次のいずれかに該当する場合は開催する。

(1)　理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき

(2)　ボランティア会員総数の３分の１以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき

(3)　第１４条４項４号の規定により、監事から招集があったとき

（総会の招集）

第２３条　総会は、この定款に別に定めるもののほか、代表理事が招集する。

2.　総会を招集する場合は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開会日の１週間前までに通知しなければならない。

3.　前条２項の規定による請求があったときは、代表理事はその日から３週間以内に臨時総会を招集しなければならない。

（総会の議長）

第２４条　総会の議長は、出席した理事の中から代表理事が指名する。

（総会の定足数）

第２５条　総会は、ボランティア会員の３分の１以上の出席がなければ開会することはできない。

（総会の議決）

第２６条　総会の議決は、この定款に別に定めるもののほか出席したボランティア会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2.　総会において、第２３条２項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席したボランティア会員の２分の１以上の同意があった場合は、この限りではない。

（総会での表決権等）

第２７条　ボランティア会員の表決権は平等なものとする。

2.　総会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面または代理人をもって表決権を行使することができる。

3.　第２項の規定により表決権を行使する構成員は、第２５条の規定の適応については出席したものとみなす。

4.　議決すべき事項について、特別な利害関係を有するボランティア会員は、その事項について表決権を行使することができない。

（総会の議事録）

第２８条　総会の議事については、次の事項を記録した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時及び場所

(2)　ボランティア会員総数及び出席者数（書面表決者数、表決委任者数）

(3)　審議事項

(4)　議事の経過の概要と議決の結果

(5)　議事録署名人の選任の関する事項

2.　議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人２名が署名しなければならない。

（理事会の構成）

第２９条　理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）

第３０条　理事会はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1)　事業計画及び収支予算の変更

(2)　総会に付すべき事項

(3)　総会の議決した事項の執行に関する事項

(4)　その他、本会の運営に関する必要な事項

（理事会の開催）

第３１条　理事会は次に掲げる場合に開催する。

(1)　代表理事が必要と認めたとき

(2)　理事総数の２分の１以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき

（理事会の招集）

第３２条　理事会は代表理事が招集する。

2.　代表理事は、前条２号の場合にはその日から３週間以内に理事会を招集しなければならない。

3.　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催日の１週間前までに通知しなければならない。

（理事会の議長）

第３３条　理事会の議長は代表理事がこれにあたる。

（理事会の議決）

第３４条　理事会の議決事項は、第32条３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2.　理事会の議事は理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（理事会の表決権等）

第３５条　各理事の表決権は、平等なるものとする。

2.　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3.　前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第１項の適用については、理事会

に出席したものとみなす。

4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わる事ができない。

(理事会の議事録)

第３６条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所
(2) 理事総数、出席者数及び氏名（書面表決者）
(3) 審議事項
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には議長及びその会議において選任された議事録署名人２名以上が署名しなければならない。

第５章 資産

(構成)

第３７条 本会の資産は次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産
(2) 会費
(3) 寄付金品
(4) 財産から生じる収入
(5) 事業に伴う収入
(6) その他の収入

2. 会費は１年度につき次に揚げる額とする

個人会費　１口　金３，０００円
団体会費　１口　金１０，０００円

(区分)

第３８条 本会の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(管理)

第３９条 本会の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第６章 会計

(会計の原則)

第４０条　本会の会計は、法第２７条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

（会計区分）

第４１条　本会の会計は特定非営利活動に係る事業会計とする。

（事業年度）

第４２条　本会の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び予算）

第４３条　本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第４４条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2.　前項の収支支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（予備費）

第４５条　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる

2.　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）

第４６条　予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第４７条　本会の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支決算書等に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2.　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（臨機の措置）

第４８条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第４９条　本会が定款を変更しようとするときは、総会に出席したボランティア会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第２５条第３項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）

第５０条　本会は次の事由により解散する。

（１）　総会の決議

（２）　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

（３）　ボランティア会員の欠亡

（４）　合併

（５）　破産

（６）　所轄庁による設立認証の取消し

２．　前項第１号の事由により本会が解散するときは、ボランティア会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。

３．　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の設定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第５１条　本会が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は、総会において出席したボランティア会員の過半数をもって決した他の子どもの人権啓発事業を行う特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

（合併）

第５２条　本会が合併しようとするときには、総会においてボランティア会員の４分３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第８章　公告の方法

（公告の方法）

第５３条　本会の公告は、本会事務所前のケイジバンに掲示するとともに、東京新聞に掲載して行う。

第９章　事務局

（事務局の設置）

第５４条　本会は、事務を処理するため、事務局を設置する。

２．　事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

（職員の任免）

第５５条　事務局長及び職員の任免は、代表理事が行う。

（組織及び運営）

第５６条　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第１０章　雑則

（細則）

第５７条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

（付則）

１．この定款は本会の成立の日から施行する。

２．本会の設立当初の役員は、別表のとおりとする。

３．本会設立当初の役員任期は本会の設立の日から 2001 年　3 月 31 日までとする。

４．本会設立当初の事業年度は本会の成立の日から 2001 年　3 月 31 日までとする。

５．本会設立当初の事業計画及び収支予算は、設立総会の定めるところによる。

６．本会設立当初の年会費は個人会員一口３０００円とする。

別表　設立当初の役員

役職名	氏名
代表理事	高橋真佐美
副代表理事	田村　広行
副代表理事	橋本　清美
監事	武山　進一

本会は平成 12 年 9 月 11 日に設立する。

上記は当法人の定款に相違ありません。

特定非営利活動法人　市民共同学習プロジェクト子どもひろば

[redacted]

代表理事　高橋真佐美 [redacted]